

23振学助第55号  
平成24年3月9日

関係各研究機関研究担当部局の長 殿

文部科学省研究振興局学術研究助成課長

渡邊 淳 平



(印影印刷)

### 複数の科学研究費助成事業による共用設備の購入について

平成24年度から、研究費の効率的な使用及び設備の共用を促進するため、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の合算使用の制限を緩和し、下記のとおり、科研費の複数の研究課題において共同して利用する設備（以下「共用設備」という。）について、各研究課題の直接経費を合算して購入することを可能にしました。

については、貴職より関係者に下記について周知いただくとともに、科研費で購入した設備の共用を積極的に促進し、科研費の効率的な使用を図っていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

### 記

#### 1. 定義

「共用設備」とは、複数の科研費（研究課題）において共同して利用する設備のことをいう。なお、共用設備については、各研究課題の研究遂行に支障を来さない範囲で、別の研究に使用しても差し支えない。

#### 2. 合算使用を可能とする要件

設備を共用化しても各研究課題の研究遂行に支障を来さないことを前提とし、以下の要件を満たすこととする。

① 共用設備の購入時に、当該購入経費を支出する補助事業者（研究代表者又は研究分担者）が同一の研究機関に所属していること。

※ 共用設備の購入時点で他の研究機関に異動が予定されている補助事業者は、共用設備の購入を避けること。

- ② 研究機関は、共用設備の購入前に、各補助事業者の負担額の割合及びその根拠等について、各補助事業者を確認し、書面により明らかにすること。

### 3. 留意点

#### (1) 共用設備の購入にあたっての留意点

- ① 研究機関は、各補助事業者の負担額の割合及びその根拠等の考え方については、以下の例を参考に整理し、その合理性を十分に説明できるようにしておくこと。なお、別の考え方により整理する場合には、事前に文部科学省に相談すること。  
また、研究機関は、共用に関するルールを定め、組織として適切に管理・運用すること。その際、特に、科研費の各研究課題の研究遂行に支障を来さないよう留意すること。

(例1) 各研究課題について共用設備の使用割合（見込）により区分できる場合には、各補助事業者の負担額の割合を「使用割合（見込）による按分」により算出する。

(例2) 各研究課題において、「共用設備を使用する権利」を購入するとの考えに基づき、各補助事業者の負担額の割合を「研究課題数による等分」により算出する。

- ② 運営費交付金など使途に制限のない経費を加えて、複数の科研費による合算額以上の設備を購入することも可能であること。

#### (2) 共用設備購入後の留意点

- ① 研究課題毎の実績報告にあたって、支出額については共用設備を購入した時点の負担額を報告すること（この際、研究課題毎の共用設備の使用実績は問わない。）。

- ② 従来の単独で設備を購入する場合と同様、共用設備を使用することとなっている各研究課題の研究遂行に支障を来さない範囲で、別の研究にも使用できることから、研究機関は、共用設備に関する情報を研究機関内で共有するなど、設備の有効活用が図られるよう努めること。

その際、必要に応じ、共用設備に係る研究支援人材を配置することが望まれる。

- ③ 現行の取扱いと同様、研究機関は、共用設備についても、購入後直ちに補助事業者から寄付を受けること。

なお、共用設備を購入するための負担額を支出した補助事業者が他の研究機関に異動する場合には、原則として異動前の研究機関が引き続き管理することとする。この際、研究機関は、異動により他の研究機関に所属することとなった補助事業者が共用設備を円滑に使用できるよう、必要に応じ関連規程を整備すること。

また、共用設備を購入するための負担額を支出した補助事業者全員が同意した場合には、当該補助事業者の異動先研究機関に共用設備を移すこともできることとする。

複数の科研費による共用設備の購入に関する F A Q

【Q 1】共用設備を購入する場合に、各補助事業者の負担額の割合やその根拠等について、書面において明らかにしておく必要がありますが、決められた様式などはありますか？

【A】負担額の割合やその根拠等について明らかにする書面について、文部科学省及び日本学術振興会が定めた様式はありません。

このため、購入する共用設備ごとに負担額の割合やその根拠等について、各補助事業者を確認し、個別に書面で明らかにしていただいても構いません。また、各研究機関、各部局等の状況に応じて、あらかじめ共用設備の負担額の割合等について規定等を定めておき、実際に購入する時点で当該規定に沿って取り扱うことについて各補助事業者を確認していただいても構いません。

なお、平成 24 年 3 月 9 日付 23 振学助第 55 号研究振興局学術研究助成課長通知に記載の考え方は別の考え方により整理する場合には、事前に文部科学省に相談してください。

【Q 2】共用設備の購入に当たって、負担額の割合を交付された研究費の規模に応じて按分してもよいでしょうか？

【A】共用設備に関する負担額の割合を決めるにあたっては、「当該設備の使用割合（見込）による按分」や「研究課題数による等分」が合理的な考え方としてあげられます。

負担額の割合を交付された研究費の規模に応じて按分する場合にも、それが合理的な考え方であることが求められます。

例えば、負担額を支出する補助事業が二つで、その研究費規模が五倍違う場合（A 事業が 1,000 万円、B 事業が 200 万円）に、600 万円の共用設備を購入しようとする、A 事業が 500 万円、B 事業が 100 万円を支出することになりますが、当該設備の使用割合（見込）が A 事業よりも B 事業の方が高いとすれば、上記の「当該設備の使用割合（見込）による按分」とは大きく異なることになり、合理的な負担額の割合とは言えないと考えられます。

研究費規模により負担額の割合を按分することについては、一律に判断することが難しいため、事前に文部科学省に相談してください。

【Q 3】共用設備を購入する際、当初予定していたものと同程度の設備を購入しなければならないのですか？

【A】複数の補助事業において合算して共用設備を購入することで、当初予定していた設備よりも高額でハイスペックな設備を購入することも可能です。

【Q 4】購入した共用設備を、購入経費を負担していない者が使用することはできますか？

【A】共用設備についても、これまで補助事業ごとに購入していた設備と同様、購入後直ちに補助事業者の所属研究機関に寄付することとなります。

このため、共用設備の負担額を支出した補助事業の遂行に支障のない範囲で、他の研究者が使用することはできますし、他の研究者等が使用することで、科研費以外の研究も進められることは、国費の効果的・効率的使用の観点からも望ましいと考えられます。

【Q5】 科研費以外の研究者も使用する前提で科研費による共同購入は可能でしょうか？また、科研費共用設備に関する機関のルールを定める際に、どのようなことに留意したらよいでしょうか？

【A】 共用設備は、各補助事業の遂行に支障のない範囲で、他の研究のためにも使用されることが望ましいと考えられます。したがって、科研費以外の研究者も使用する前提であっても科研費による購入は可能です。また、この場合、科研費以外の経費（運営費交付金など科研費との合算使用を認めている経費）を加えて購入することも可能です。

各研究機関においては、研究機関内において共用設備が有効に活用されるよう、その使用方法や管理方法などについて適切にルールを定めてください。

【Q6】 科研費と他の競争的資金を合算して共用設備を購入することはできないのでしょうか？

【A】 平成 24 年度から、複数の科研費を合算して共用設備を購入することを可能としていますが、他の競争的資金制度とは設備の取扱が異なる場合もありますので、他の競争的資金との合算による共用設備の購入は想定していません。

【Q7】 科研費（補助金分）と科研費（基金分）により合算して共用設備を購入することも可能でしょうか？

【A】 可能です。ただし、科研費（補助金分）については、共用設備を購入する年度に使用する予定がない場合には負担額を支出することはできませんので、注意してください。

【Q8】 共用設備を購入した翌年度に、購入経費を支出した補助事業者の一人が他の研究機関に異動することとなった場合には、共用設備をどのように取り扱えばよいでしょうか？

【A】 共用設備についても、これまで補助事業ごとに購入していた設備と同様、購入後直ちに補助事業者の所属研究機関に寄付することとなります。

平成 24 年度から、複数の科研費による共用設備の購入を可能としたことで、研究機関において当該設備の共用が促進され、研究環境の向上も期待されますので、共用設備の購入経費を支出した補助事業者が他の研究機関に異動したとしても、原則として寄付を受けた研究機関で引き続き管理していただくこととなります。

また、他の研究機関に異動する補助事業者が、異動後も引き続き当該設備の使用を希望した場合には、当該設備を円滑に使用できるよう規定等を整備してください。

なお、異動する補助事業者が異動先の研究機関において当該設備の使用を希望し、かつ、当該設備の購入経費を支出した補助事業者全員が当該設備を他の研究機関に移すことに同意した場合には、当該設備を補助事業者の異動先の研究機関に移すことも可能です。

【Q9】 共用設備の購入経費を支出した補助事業者の一人が、異動により共用設備の使用が困難になった場合に、異動先の研究機関において、異動前の研究機関で購入した共用設備と同一の設備を購入することはできますか？

【A】 他の研究機関への異動により、購入経費を支出した共用設備の使用が困難となり、補助事業の目的を達成できない場合には、異動先の研究機関において、異動前の研究機関で購入した共用設備と同一の設備を購入することは可能です。

ただし、異動前の研究機関において、共用設備を購入する際に、既に異動することが明らかであった場合には、共用設備の購入を避けてください。

【Q10】複数の科研費により合算して共用設備を購入することによって、実際に支出した物品費の額が交付申請書に記載した物品費の額を下回った場合に、他の費目に流用することは可能でしょうか。

【A】補助事業の遂行に必要であれば、その差額を他の費目に流用することは可能です。この際、補助条件等において定める費目間の流用制限を超える場合には、あらかじめ文部科学省又は日本学術振興会の承認が必要となりますので、注意してください。

【Q11】研究課題毎の実績報告にあたっては、各研究課題における共用設備の使用実績を報告する必要がありますか？

【A】各研究課題における共用設備の使用実績を報告する必要はありません。実績報告書には、共用設備を購入した時点の負担額を支出額として記載することとなりますので、購入時点における各補助事業者の負担額の割合及びその根拠等の考え方について、その合理性を十分に説明できるようにしておくことが必要です。

【Q12】購入した共用設備の維持管理を行うために、どのような点に注意する必要がありますか？

【A】共用設備は、購入にあたって負担額を支出した補助事業の遂行に支障のない範囲で、他の研究者等も利用できることが望ましいと考えられますので、日頃から当該設備の管理・運用を適切に行うため、必要に応じて研究支援者を配置することが望まれます。

【Q13】共用設備をリースする場合に、複数の科研費による合算使用は可能でしょうか？

【A】リース契約では様々なケースが考えられ、例えば、月払の契約において1ヶ月使用しなかった場合にどうするかなど一律に判断することが難しいため、共用設備をリースしようとする場合には、事前に文部科学省に相談してください。

【Q14】同一の研究者が、科研費の二つの補助事業の研究代表者である場合に、この二つの補助事業の研究費を合算して設備を購入することはできますか？

【A】共用を前提とした設備の購入というわけではありませんが、可能です。この場合においても、「共用設備」の購入と同様、各補助事業の負担額の割合及びその根拠等の考え方について、その合理性を十分説明できるようにしておくことが必要です。  
また、この場合にも、購入にあたって負担額を支出した補助事業の遂行に支障のない範囲で、他の研究者等も利用できることが望ましいと考えられます。

【Q15】今後は、科研費の応募に際して、設備の共同購入を前提とした研究計画を提出すべきでしょうか？

【A】応募時の研究計画については、これまで通りとし、共同購入を前提とする必要はありません。あくまで採択後、各研究機関内において、他の研究者を交えて検討いただくこととなります。